定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して単元株式数を百株とすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十一月九日です。

平成二十一年十月十六日

静岡県三島市松本一〇八番地の一

株式会社幸伸技研

代表取締役　小塚　孝義

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月三十日開催予定の株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議を行います。

右可決された場合、当該定款変更の効力発生日は同年十月三十一日であり、同日をもって当社の株券は無効となりますので公告します。

平成二十一年十月十六日

大阪府守口市八雲中町二丁目一二番二四号

大阪やよい運送株式会社

代表取締役　田邉　一郎

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社オーエムツーミートと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月十六日

東京都港区芝大門二丁目四番七号

株式会社オーエムツーデリカ

代表取締役　野崎　邦守

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である朴重憲が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月十六日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

株式会社新韓銀行

日本における代表者　朴　重憲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるマンジュール・アグラワルが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月十六日

東京都港区港南二丁目一五番一号品川インターシティタワーA棟二八階

STACCATO COMMUNICATIONS, INC.

日本における代表者

マンジュール・アグラワル

限定承認公告

本籍三重県四日市市尾平町三三三〇番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森口　卓彌

右被相続人は平成二十一年六月四日死亡し、その相続人は平成二十一年九月十八日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

愛知県一宮市妙興寺一丁目六番二四号

相続財産管理人　森口　茂

東京都日野市多摩平一四番地の九一グランループ一〇七

相続財産管理人　辻村　祥子

限定承認公告

本籍三重県四日市市日永五丁目三一八九番地一一、最後の住所三重県四日市市日永五丁目一〇番二三号

被相続人　亡　古川　利近

右被相続人は平成二十一年四月二日死亡し、その相続人は平成二十一年十月五日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

三重県四日市市日永五丁目一〇番二三号

相続財産管理人　古川　定夫

名古屋市東区主税町二―一名法ビル三号

右代理人弁護士　永井　克昌

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年十一月十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十月十六日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

株式会社パレックス

（旧商号　株式会社東京リート）

代表取締役　石川　雅浩

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人久米町内会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月十六日

三重県松阪市久米町一三七七番地

無限責任中間法人久米町内会

代表社員　奥川　喜一

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月七日の総社員の同意により、名称を一般社団法人ねんきん大阪に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月十六日

大阪市北区天神橋一丁目一三番一五号

無限責任中間法人ねんきん大阪

代表社員　松井　幹治

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人スクァヴァティークラブに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月十六日

奈良県大和郡山市小南町三七番地の一

無限責任中間法人スクァヴァティークラブ

代表社員　今西　武史

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月二十二日の総社員の同意により、名称を一般社団法人白樺の森管理組合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月十六日

熊本市渡鹿七丁目八番五三号

無限責任中間法人白樺の森別荘管理組合

代表社員　糸永　清二

訂正公告

平成二十一年九月十八日掲載の合併公告中、「効力発生日は平成二十一年十月三十一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十一年九月二十八日を予定しております。」とあるのを削除します。

平成二十一年十月十六日

福島県須賀川市卸町二五番地

（甲）株式会社車田恒三商店

代表取締役　車田　惠一

福島県須賀川市横山町八五番地の一

（乙）株式会社日斎フード

代表取締役　車田　恵一

福島県須賀川市卸町二五番地

（丙）土の素株式会社

代表取締役　車田　宏二

正誤

平成二十一年八月三十一日（号外第百八十七号）公布経済産業省令第五十三号（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二〇ページ上段様式第13中「事業者種別」は「事業者種別」の、「特定太陽光発電気」は「特定太陽光発電気」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
八一	上	終りから六	同規則	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第五十三号）
〃	下	三	「であって、一般電気事業者が調達の対象とするもの」を削る。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十六日付第二三二号

同日付（第一七一回）衆会

二八ページ●同日付政府調達第一九〇号六四ページ●

索引四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目三番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヶ月二、五九六円（本体二、三一〇円）　本号一部　一三六円（本体一二三円）　（配送料別）